

北海道の博物館・郷土資料館シリーズ開始に当たって

(一財) 北海道開発協会開発調査総合研究所

当研究所では、今月号より北海道内の博物館・郷土資料館を紹介するシリーズを開始します。

取り上げるのは、地域におけるこれまでの産業の発展の道のりや人々の暮らしなど、その地域のいろいろなことを学ぶため、開拓時代からのそこで使われていた道具や家財などを展示してあるような、一般には郷土資料館と称されるような施設です。それ以外の呼称を採用しているところもありますが、このシリーズで扱う施設は、総称して「博物館・郷土資料館」と呼ぶことにします。

ところで、ここでいう「博物館」ですが、その中にはいろいろなものがあります。たとえば、博物館法という法律上の定義からは、動物園、水族館、美術館なども含まれることとなります。すなわち、同法第二条は、<博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示して人々の利用に供し、その教養やレクリエーション等に資するための事業を行うとともに、これらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のこと>という旨の規定になっているのです。したがって、動物園や水族館で見られるのは、「自然科学に関する資料」ということとなります。生き物が資料であるとされているわけですが、あくまでも法律上の位置づけです。

もっとも、博物館法上の「博物館」となるには、登録が必要で、ほかに、同法の規定では博物館相当施設というものもあります。同法によらない博物館などは、分類上、博物館類似施設と呼ばれます。どれに該当するかによって、学芸員の設置や、年間開館日数などの条件が変わります。

このように博物館を分類するだけでも結構大変なのですが、実のところ、このシリーズではそういった分

類に拘^{こだわ}ることはあまり考えていません。どんな位置づけの施設かではなく、その展示などの内容が本シリーズの問題意識に合致している施設を取り上げていきたいということです。すなわち、次のような視点で施設の紹介をしていこうと考えています。

- 1 博物館・郷土資料館を改めて見直すことによって、地元の人たちにとってはそこが故郷の地理や歴史を学び郷土愛を深めるための場であるとの認識を深めてもらい、他地域の人たちにとっては、訪れた地の歴史や風土に触れることのできる学びの場であるとともに、観光の目的とするに値する場所でもあると感じ取っていただきたいと考えています。
- 2 大きな都市にある博物館・郷土資料館については、規模も大きく、既に多くの方々を訪れていると思われるので、本シリーズでは、地方のどちらかという地味な存在ではありますが特色のある施設を取り上げたいと思います。
- 3 現在、国が定める「北海道総合開発計画」の下で、全道的に「ほっかいどう学」の取り組みが進められています。このシリーズも、地元のことを知るために博物館・郷土資料館をもっと利用し、理解してもらおう、という狙いがあります。その意味で、本シリーズは、「ほっかいどう学」をもっと広めていくことにも役立てたいと考えています。

このシリーズで紹介する施設ですが、私たちが道内の全ての内容や状況を熟知しているわけではありません。各施設の皆様には、我が施設を取り上げて欲しいという自薦をお待ちしています。

本シリーズを、是非ご愛読ください。

連絡先：開発調査総合研究所
Mail : north@hkk.or.jp
Tel:011-709-5213